

障害者差別解消支援地域協議会の概要

○障害者差別解消法における位置づけ

地域協議会とは (法第17条)

- 地域における様々な関係機関が、障害者差別に関する相談や相談事例を踏まえた障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、組織することができるもの。
- 国及び地方公共団体の機関のうち、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事する機関
- NPO法人等の団体、学識経験者等
- その他必要と認めるもの

構成する機関等 (法第17条)

- 必要な情報の交換、障害のある人からの相談や相談事例を踏まえた障害者差別解消の取組に関する協議を行う。

地域協議会の 事務等 (法第18条)

- 協議結果に基づき、構成機関等は、相談事例を踏まえた障害者差別解消の取組を行う。
- 地域協議会は、構成機関等に対し、相談を行った障害者や差別事案に関する情報の提供、意見の表明等の必要な協力を求めることができる。
- 地域協議会の庶務は、地方公共団体が担う。

守秘義務 (法第19条)

- 正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

佐倉市障害者差別解消支援地域協議会の設置及び運営に関する要綱

(設置)

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)第17条第1項の規定に基づき、佐倉市障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 障害を理由とする差別を解消するために必要な情報を共有すること。
- (2) 障害者及びその家族等からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえ、障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うこと。
- (3) 前号での協議の結果、障害者虐待と関連があると認められる場合に、佐倉市障害者虐待防止ネットワーク会議と連携して協議を行うこと。
- (4) 佐倉市障害者総合支援協議会と協力し、障害を理由とする差別の解消を推進するための啓発活動を行う。
- (5) その他、障害を理由とする差別の解消に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、17人以内の委員をもって組織し、委員は、別表に掲げる機関の構成員、関係者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、会長は委員の互選により選出し、副会長は委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成31年2月7日決裁佐障第987号)

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後最初に協議会の委員となる者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、2年以内の範囲内において、市長が別に定める日までとする。

別表（第3条関係）

成田公共職業安定所

千葉県印旛健康福祉センター

佐倉市総務部人事課

佐倉市市民部自治人権推進課

佐倉市教育委員会教育センター

佐倉市社会福祉協議会

民生委員・児童委員

佐倉市障害者総合支援協議会

佐倉市商工会議所

市内の公共交通機関関係者

法曹関係者

市内の障害者団体